

安全データシート

改訂日2019年7月22日

1. 化学品及び会社情報

| | |
|--------|------------------------|
| 化学品の名称 | : 硝酸第二セリウムアンモニウム50%水溶液 |
| 会社名 | : チカモチ純薬株式会社 |
| 住所 | : 大阪市北区大淀南1-9-16(山彦ビル) |
| 担当部門 | : 営業部 |
| 電話番号 | : 06-6453-2062 |
| FAX番号 | : 06-6453-2063 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

金属腐食性物質 : 区分1

健康に対する有害性

急性毒性(吸入:ミスト) : 区分2

皮膚腐食性・刺激性 : 区分2

眼に対する重篤な損傷性/刺激性 : 区分2

特定標的臓器毒性(単回暴露) : 区分2(呼吸器系)

特定標的臓器毒性(反復暴露) : 区分2(呼吸器系 歯)

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

金属腐食のおそれ

皮膚刺激

強い眼刺激

吸入すると生命に危険

呼吸器系の障害のおそれ

長期又は反復暴露による呼吸器系、

歯の障害のおそれ

注意書き

安全対策

容器を密閉しておくこと。

他の容器に移し替えないこと。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこ

救急措置

と。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋を着用すること。
保護眼鏡、保護面を着用すること。
呼吸用保護具を着用すること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
暴露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
物質被害を防止するため流出したものを吸収すること。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
施錠して保管すること。
耐腐食性内張りのある耐腐食性容器で保管すること。
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

| | |
|---------------|---|
| 単一製品・混合物の区別 | : 混合物 |
| 化学名又は一般名 | : 硝酸ニアンモニウムセリウム(IV) |
| 濃度又は濃度範囲 | : 49.0~51.0% |
| 化学特性 | : $\text{Ce}(\text{NH}_4)_2(\text{NO}_3)_6$ |
| CAS番号 | : 16774-21-3 |
| 官報公示整理番号(化審法) | : 1-626 1-395 |
| 官報公示整理番号(安衛法) | : 公表 |

| | |
|---------------|--------------------|
| 化学名又は一般名 | : 硝酸 |
| 濃度又は濃度範囲 | : 0.5～1.5% |
| 化学特性 | : HNO ₃ |
| CAS番号 | : 7697-37-2 |
| 官報公示整理番号(化審法) | : 1-394 |
| 官報公示整理番号(安衛法) | : 公表 |

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし
労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び 有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、安楽に待機させ、窮屈な衣服部分を緩めてやる。
医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

汚染した衣服、靴、靴下を脱がせ遠ざける。接触した身体部位を水で十分洗う。
医師の手当、診断を受けること。

眼に入った場合

直ちに清浄な流水で15分以上洗眼する。
医師の手当、診断を受けること。

飲み込んだ場合

直ちに多量の水を飲ませる。
口をすすぐこと。
医師の手当、診断を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤 水噴霧/ 二酸化炭素/ 粉末消火剤/泡消火薬剤/乾燥砂

特有の危険有害性

火災時に刺激性もしくは有毒なフェームまたはガスを発生する。

特有の消火方法

周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
密閉された場所は換気する。
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な保

護具を着用し、風下で作業を行わない。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。

本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。

回収・中和

不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

技術的対策

吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。

長時間または反復の暴露を避ける。

漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分ににする。

作業後は容器を密栓し、うがい手洗いを十分ににする。

局所排気・全体換気

取り扱う場合は局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で取り扱う。

安全取扱い注意事項

眼、皮膚、衣服との接触を避ける。

保管

保管条件

直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。

容器包装材料

遮光した気密容器(ガラス、ポリエチレン)

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

| | 管理濃度 | 日本産業衛生学会 | ACGIH |
|-------------------|------|---------------------------|-----------------------|
| 硝酸二アンモニウムセリウム(IV) | 未設定 | | |
| 硝酸 | 未設定 | 2ppm 5.2mg/m ³ | 2ppm(TWA), 4ppm(STEL) |

設備対策

取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸器の保護具 保護マスク、自給式呼吸器(火災時)

手の保護具 不浸透性保護手袋

眼の保護具 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

| | |
|---------------|-------------------------|
| 形状 | : 液体 |
| 色 | : 淡橙色 |
| 臭い | : 刺激臭 |
| pH | : 1 以下 (25°C) |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | : 情報なし |
| 引火点 | : データなし |
| 蒸気圧 | : 情報なし |
| 蒸発速度(酢酸ブチル=1) | : 情報なし |
| 比重(密度) | : 約1.5g/cm ³ |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--|
| 安定性 | この種の構造の物質は通常、安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | 可燃性ではないが、他の物質の燃焼を助長する。金属類を多く腐食する。多くの金属に作用して発火しやすい水素ガスが生じる。 |
| 避けるべき条件 | 日光、高温物、火花、裸火、静電気等の発火源。 |
| 危険有害な分解生成物 | 二酸化窒素。 |

11. 有害性情報

製品として

| | |
|------|-------------------|
| 急性毒性 | データなし |
| 局所効果 | 皮膚、眼。呼吸器の粘膜を刺激する。 |

硝酸ニアンモニウムセリウム(IV)として

| | |
|------|---|
| 局所効果 | 皮膚、眼。呼吸器の粘膜を強く刺激する。皮膚に付着するとかぶれる、ただれる、発赤する。眼に入ると充血と刺激が現れ、ただれる。 |
|------|---|

硝酸として

| | |
|---------------|---|
| 急性毒性: 経口 | ヒトで430mg/kgで致死(IUCLID(2000))の記載はあるが、他にデータがなく分類できない。 |
| 急性毒性: 吸入(気体) | GHS定義による液体。 |
| 急性毒性: 吸入(粉じん) | 硝酸は蒸気、ガスとしては存在せず、LC50のデータは全てミストとみなして、5件あるデータは全て0.05-0.5mg/Lの範囲内にあるため区分2とした。 |
| 急性毒性: 吸入(ミスト) | 硝酸は蒸気、ガスとしては存在せず、LC50のデータは全てミストとみなして、5件あるデータは全て0.05-0.5mg/Lの範囲内にあるため区分2とした。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | ヒトに対し腐食性(ICSC(1994))、(HSDB(2005))の記載があり、国連分類クラス8 I であることより区分1Aとした。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 眼に対する重篤な損傷又は刺激性 | ヒトの目に暴露すると激しい熱傷が起こり、角膜の混濁、視力障害から失明に至る(ACGIH(2001))の記載があり、皮膚腐食性/刺激性が区分1Aに分類されていることより区分1とした。 |
| 生殖細胞変異原性 | in vitro試験のエームズ試験が陰性(DFGOTvol.3(1991))の記載があるが、in vivo試験の報告がないため分類できない。 |
| 発がん性 | ラットを使用した2件の吸入暴露試験報告で、発がん性なしの結果(DFGOTvol.3((1991))、(IUCILID(2000)))があるが、IARC等の評価機関の報告はなく分類できない。 |
| 生殖毒性 | 妊娠ラットに飲水投与した試験で胎児にわずかな頭骨の骨化阻害が見られたのみで、催奇性、胎児毒性は起こさない(IUCILID(2000))の記載があるが、分類するだけのデータではないとし、分類できないとした。 |
| 特定標的臓器毒性(単回暴露) | ヒトが硝酸から発生した蒸気を吸入して上気道の刺激、咳、呼吸困難、胸の痛み、暴露濃度、暴露時間によっては肺水腫を起こす(ACGIH(2001))、(DFGOTvol.3(1991))、(ICSC(J)(1994))、(HSDB(2005))の記載により区分1(呼吸器系)に分類した。 |
| 特定標的臓器毒性(反復暴露) | ミスト、又は硝酸から発生した蒸気の職業暴露で慢性気管支炎に(ACGIH(2001))、歯の侵食(ACGIH(2001))、(DFGOTvol.3(1994))の記載より区分1(歯、呼吸器系)に分類した。 |
| 吸引性呼吸器有害性 | 吸引により化学性大葉性肺炎を起こした(ACGIH(2001))の記載より区分1に分類した。 |
| 12. 環境影響情報 | |
| 生態毒性 | 情報なし |
| 13. 廃棄上の注意 | |
| 残余廃棄物 | 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に内容を明示して処理を委託する。 |
| 汚染容器及び包装 | 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |
| 14. 輸送上の注意 | |
| 国際規制 | |
| 海上規制情報 | IMOの規定に従う。 |
| UN No. | 2922 |
| Proper Shipping Name. | CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N.O.S. |
| Class | 8 |

| | |
|-----------------------|---------------------------------|
| Sub Risk | 6.1 |
| Packing Group | II |
| Marine Pollutant | Not applicable |
| 航空規制情報 | ICAO/IATAの規定に従う。 |
| UN No. | 2922 |
| Proper Shipping Name. | CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N.O.S. |
| Class | 8 |
| Sub Risk | 6.1 |
| Packing Group | II |

国内規制

| | |
|-------------|--|
| 陸上規制情報 | 該当しない |
| 海上規制情報 | 船舶安全法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 2922 |
| 品名 | その他の腐食性物質(液体)(毒性のもの) |
| クラス | 8 |
| 副次危険 | 6.1 |
| 容器等級 | II |
| 海洋汚染物質 | 非該当 |
| 航空規制情報 | 航空法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 2922 |
| 品名 | その他の腐食性物質(液体)(毒性のもの) |
| クラス | 8 |
| 副次危険 | 6.1 |
| 容器等級 | II |
| 特別安全対策 | 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | |

15. 適用法令

| | |
|----------------------|--|
| 労働安全衛生法 | 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) |
| | 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) |
| 水質汚濁防止法 | 有害物質(法第2条、令第2条、排水基準を定める省令第1条) |
| 消防法 | 非危険物 |
| 海洋汚染防止法 | 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) |
| 外国為替及び外国貿易法 | 輸出貿易管理令別表第1の16の項(2) |
| 船舶安全法 | 腐食性物質(危規則第2, 3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 港則法 | 危険物・腐食性物質(法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二) |
| 道路法 | 車両の通行の制限(施行令第19条の13) |
| 参考データ(日本産業衛生学会、許容濃度) | 許容濃度勧告物質 |

水道法
労働基準法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101)
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1
の2第4号1・昭53労告36号)

16. その他の情報

参考文献

国際化学物質安全性カード(ICSC)
15710の化学商品(化学工業日報社)
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
The Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH

この安全データシート(SDS)は、JISZ7253:2012に準じており、記載されている内容は、発行時点において、入手可能な情報・データに基づいて作成しています。運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先に、ご自身の責任においてご使用下さい。また、ここでの注意事項は通常の手配り方をするを前提に記載しており、他の製品と混ぜ合わすなどの特殊な取扱い方法は想定しておりません。その際は、使用環境に適した安全対策を自ら実施し、安全確保の上、ご利用下さい。なお、全ての製品には、未知の危険性を有する可能性があります。新たな知見が得られた時は、許可無く変更する場合があります。また、物性値や危険有害性情報などは、弊社製品規格書等とは異なることもありますが、いかなる保証をなすものでもありません。